



おだ かつひさ PRESS

〒216-0003
川崎市宮前区有馬6-1 五十嵐ハイツ102号
TEL & FAX: 044-856-5456
E-mail: oda@odakatau.com
URL http://odakatsu.com/



川崎市議会 副議長(宮前区)
おだ かつひ



今、全国の自治体間で「小児医療助成費の対象を拡大する」とか「給食費を無償化する」などの「無償化競争」が喧しくなっています。しかし、それを安定的に担保する事業費(税金)の議論はなかなか進みません。私は、このことにたいへん違和感を感じています。

◎川崎市は財政が豊かなのか？

宮前区に引っ越して来られた新住民の皆さんから「東京23区で生活していた時の方が、税金が安くて市民サービスが充実していた」といったご指摘を受けることがあります。

その一方で、川崎市は国から「自前の財源(税金)で市民サービスを提供することのできる自治体」とみなされ、

宮前区民は税金で3回損をしている?! ～国と県からもっと税金を取り戻したい まず、川崎市と県との関係を見直すことから!～

地方交付税の「不交付団体」とされることが多く、令和5年度も同様の見込みとなっています。

◎財源は「交付税措置」で?

「出産・子育て応援交付金」など、国は、決定した事業費を国費から全額負担するのではなく、一部を自治体負担とする方針を示しています。

自治体との十分な協議をせず、その事業の実施と負担を求め、財源については「交付税措置」の対象とする、と言うのです。

また「ふるさと納税」についても、市税の流出額の4分の3は「交付税措置」の対象とされています。ところが、川崎市は「不交付団体」ですので、「交付税措置」は見込めず、新規事業の負担分や流出分は、全額市で穴埋めしなくてはなりません。

これは、本来、ほかの市民サービスに当てるべき貴重な財源なのです。子育て支援などは、全国一律のユニバーサルサービスとして、事業費は全額国庫負担で行うように、国に要望しています。

◎「納税に見合ったリターン」の議論を

図①にあるように、2019年度の決算値では、国税は17%、県税は約36%程度しか、市域からの税収の還元がありません。

さらに、川崎市の一般会計予算での公共事業等での区別の事業費(図②)を見ると毎年宮前区が圧倒的に少なく、宮前区民は国税、県税、市税で3回も「損」をしている、と極言できると思います。

宮前区民は、納税に見合った市民サービスの実感が乏しい、構造となっているのです。

◎まずは、「特別市」を実現して、税金を取り戻す

「指定都市」である川崎市は、県の関与を必要とせず、県の事務権限のほとんどを担っています。しかし、業務に見合った財源が十分に措置されず、本来は県が行うべき事業を、市の職員が市の税金を持ち出して行っている現実があります。

(図③) 県税については、先に指摘したように市域への還元は36%しかありません。

川崎市が県から独立し、県税も全て徴収する仕組みが「特別市」です。まず「特別市」を実現して、市民が「納税により生活環境が向上する」と実感できる自治体運営を何としても実現したいのです。そしてこれが、持続可能な川崎市の活力にも繋がると思えるからです。

おだかつひさ(織田勝久)プロフィール

- ◆1961年、川崎市幸区生まれ。駒場東邦高校、中央大学 法学部卒業(地方自治、都市政策専攻)
- ◆国会議員秘書を経て、2003年川崎市議会議員初当選。
現在5期目。市議会総務委員会委員長、健康福祉委員会委員長、議会運営委員会副委員長、市議会政策担当者会議メンバー、市監査委員等を歴任。みらい川崎市議団元団長、2021年5月、第44代川崎市議会副議長に就任。
- ◆ボーイスカウト川崎第54団育成会長、宮前区少年野球連盟顧問、宮前区ゲートボール協会顧問。原水禁川崎市連事務局長。
- ◆尊敬する人物/ケネディー元アメリカ大統領 ◆好きな作家/司馬遼太郎、宮城谷昌光 (時代の変革期の人間模様に興味あり)